



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 アンドール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小志田一喜
(J A S D A Q コード 4 6 4 0)
問 い 合 せ 先 管理部長 野内 信雄
電 話 03-3243-1711

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更、および必要となる条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

(2) 株主の皆様のご権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第 13 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条</u> 当社は、株式に係わる株券を発行する。	<削除>
(単元株式数) <u>第 8 条</u> <条文省略>	(単元株式数) <u>第 7 条</u> <現行どおり>

<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>) <u>第9条</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) <u>第11条</u> <条文省略></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>) <u>第12条</u> 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 <p>(<u>株式取扱規程</u>) <u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第14条</u> ~ <条文省略> <u>第46条</u></p> <p style="text-align: right;"><新設> <新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) <u>第9条</u> <現行どおり></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 <p>(<u>株式取扱規程</u>) <u>第11条</u> 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条</u> ~ <現行どおり> <u>第44条</u></p> <p>附則 <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する</p>
--	---

<p><新設></p>	<p><u>る事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月 6日をもって削除するものとする。</u></p>
-------------------	---

3. 日程

第37回定時株主総会開催予定日 平成21年6月24日水曜日
 定款変更の効力発生予定日 平成21年6月24日水曜日

以 上